

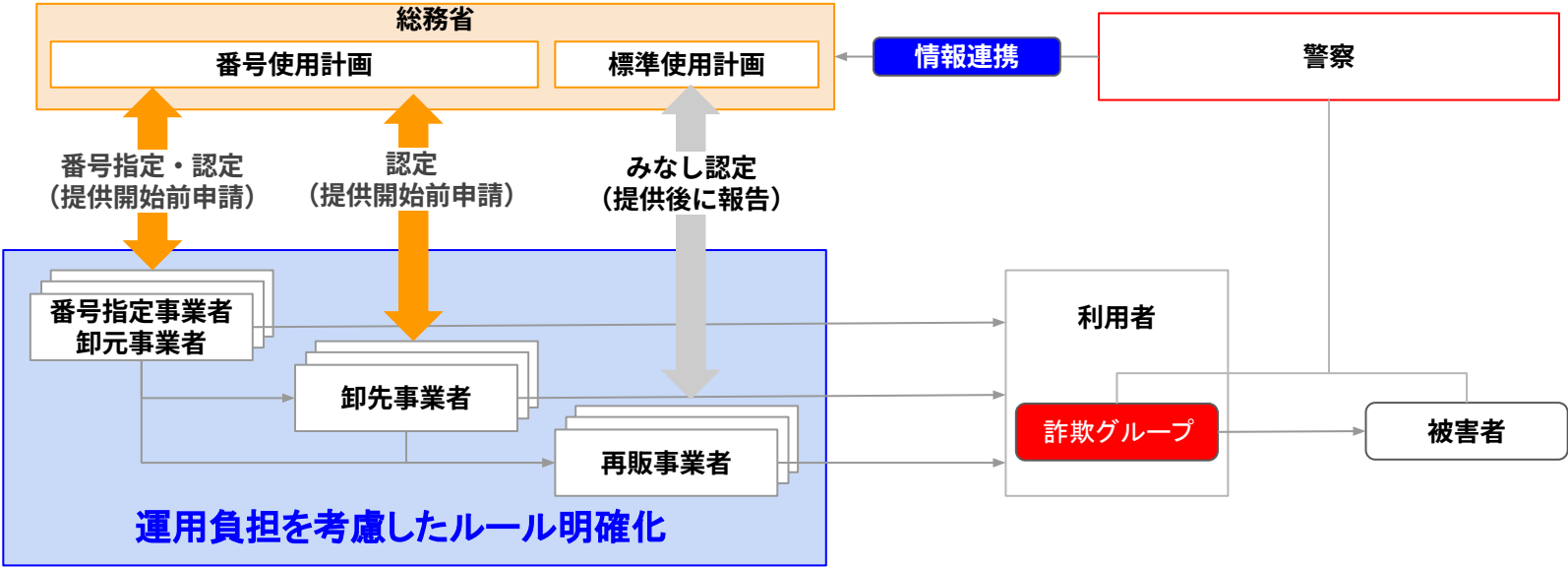
「電話番号の犯罪利用対策等に係る 電気通信番号制度の在り方」について

ソフトバンク株式会社
2025/07/07



SBとしての基本的な考え

大多数の事業者が正規の事業活動を行っていることから、過度な確認対応や複雑な運用により、制度の解釈のばらつきや形骸化を招き、各事業者間での運用差が生じることで、かえって犯罪抑止の実効性が損なわれることを懸念しております。そのため、運用負担を最小限に抑えつつ、明確で分かりやすいルールが策定されるよう、引き続き慎重かつ建設的な議論を進めていただきたく存じます。



1. 規律の対象となる電気通信番号の種別

- 令和6年答申以降も、特殊詐欺に利用された電気通信番号種別の推移について、その傾向に大きな変化はないことから、固定電話番号、特定 IP 電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とする方向性でよい。
- 令和6年における「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」に関する最終答申の内容を踏まえ、特殊詐欺に利用された番号の大半が、固定電話番号、特定IP電話番号、音声伝送用携帯電話番号であることから、これらの番号種別を対象とすることに異論はありません。
- 特殊詐欺に利用された電話番号の種別については、今後もその動向を継続的に確認し、必要に応じて制度や対象範囲の見直し（緩和を含む）を適時実施することが重要と考えます。

2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

- 令和7年改正法において、総務省令で定める番号種別に係る電気通信番号使用計画については、「申請者の役務継続性」が認定基準として追加された。
- 総務省において申請者の役務継続性を確認するため、電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査することが考えられるか。
- 総務省における電気通信番号使用計画の認定申請書類として、事業計画、需要見込み、資金計画等を審査対象とすることに異論はありません。

3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件

- 詐欺罪や電子計算機使用詐欺罪は一律に欠格事由とされる一方、窃盗罪（軽微な万引き等を含む）は一律排除ではなく、個別の行為態様・重大性を踏まえ、認定判断する方針。
 - 特殊詐欺で電気通信番号を悪用した「受け子」等として窃盗罪で処罰された者を省令で排除対象とすることが考えられるか。
 - 認定取消しを受けた法人の元役員がすぐに別法人で再申請するケースを防ぐため、そのような役員も排除対象とすることを省令で定めることが考えられるか。
-
- 電話番号を悪用した特殊詐欺に関連し、「窃盗罪で処罰された者」や「認定取消しを受けた法人の当時の役員」を排除対象として省令で規定することについては、異論ありません。
 - これらの者が当該不正行為にどの程度関与していたかについては、個別の事実関係を丁寧に確認し、適切な判断を行う必要があると考えます。

4. 役務の継続性があると認められる基準

- 短命覚悟で悪意を持って参入する事業者が**増加傾向**にある。
 - 令和7年改正法において、卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性について、以下のいずれかを確認することとされている。
 - a. 電気通信事業その他の事業を総務省令で定める期間以上継続して行っていること
 - b. 役務の提供が継続的に行われると見込まれるものとして総務省令で定める要件を満たすこと
 - 電気通信事業を含む業に係る製品・サービス提供実績が6ヶ月以上であれば継続性ありとする方向性でよいのか？
 - 総務省から認定を直接受けている場合、継続性ありとすることによりよいのか？
 - 新規参入事業者は実績のあるグループ企業に組織再編等で**新会社が設立**や**役員に一定の従事経験がある者**がいる場合は継続性ありと判断できるか？
 - その他の要件はあるか？
-
- 事業継続期間を6ヶ月、電気通信番号使用計画の認定、グループ再編等による新会社設立、役員の中に一定の従事経験者があるとするについては異論ございません。

5. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

- 電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者が卸提供する番号数の上限が50番号以下であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外でよい。
- 番号数上限を50番号以下とすることについてはコメントございません。

6. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法 1/2

卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、[卸元事業者の確認方法](#)をどのように定めるべきか。

①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無

- ・認定事業者：[認定証の提示](#)を受けることで確認
 - ・みなし認定事業者：[標準電気通信番号使用計画及び電気通信事業者としての登録証・届出証の提示](#)を受けることで確認
 - ・総務省発行の[現認定書には認定番号、種別の情報が未記載](#)だが、[認定書の様式見直し](#)が必要か。
-
- 卸元事業者の電気通信番号使用計画の確認方法については、[現在も電気通信番号計画第2の5\(1\)の確認に「電気通信番号使用計画の認定の状況公表された情報」にて確認](#)しております。引き続き[当該公表情報による確認](#)や[卸元事象者で行っている独自審査による確認](#)についても許容いただけますようご配慮お願いします。
 - 認定書に認定番号、種別の情報を追加する様式見直しすることは異論はございません。

6. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法 2/2

卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、[卸先事業者の確認方法](#)をどのように定めるべきか。

②卸先事業者の役務継続性の有無

- a. 事業継続の実績：契約書や料金請求書等で継続期間の確認
- b. 総務省の直接認定：令和7年改正法施行後の認定証の確認
- c. グループ再編等による新会社：親会社との関係書類（有価証券報告書・登記簿謄本）の確認
- d. 役員に認定事業者での経験者がある場合：従事経験を示す書類（登記簿謄本など）の確認

- 卸先事業者の役務継続性の確認をa,b,c,dとすることに異論はございません。

7. その他

- その他、令和7年改正法の内容と整合や規定の明確化を図るため、電気通信番号制度関連の省令・告示等について、必要に応じて見直しについて検討を行う。
- 総務省としては、改正内容と整合性を保ちながら、省令・告示の見直しを検討する必要がある、具体的には、「みなし認定事業者」を含めた全事業者に対し、電気通信番号を使用する役割の卸元事業者名の報告義務を課す方向で、電気通信事業報告規則の改正が想定されている。
- みなし認定事業者を含む全事業者に対して卸元事業者名の報告を求めることに異論はございません。

EOF